第２回菊池市公共施設等総合管理計画策定審議会委員会

議事録（要旨抜粋）

日時	平成２８年３月２４日（木）９時３０分～
場所	菊池市中央公民館２階　大会議室
次第	１　開会 ２　会長あいさつ ３　議事 　１）菊池市公共施設白書（素案）について 　２）その他 ４　閉会
議事内容	**１）菊池市公共施設白書（素案）について** （事務局より、菊池市公共施設白書の「第３章」について説明） 委員　その他の福祉施設の老人福祉センター、ふれあいセンター等は収入がゼロなのに対して、放課後児童育成クラブに収入があがっているのはなぜか。 事務局　これは、p.45 の「施設別の収支一覧」で収入がゼロになっているのでそのように思われたかと思うが、収入がゼロの施設は、指定管理者制度を採用している施設である。 委員　p.161 の体育施設の「施設別収支一覧」の収入がゼロとなっている原因はなぜか。また、人件費が施設の大小関わらず金額が同じになっているのはなぜか。また、七城地区と泗水地区、旭志地区等は、施設ごとに人件費が大きく異なっている。 事務局　こちらも同じ理由で、指定管理でやっているので、収入がゼロになっている。人件費は、施設の維持運営を行っている市役所の担当職員の年間業務割合に職員人件費の平均をかけて算出している。地区ごとに保有する施設数が異なるため、1 施設に従事する割合が変わってくる。このため、地区ごとの人件費に差が出てくる結果となったものと考えている。 事務局　p.45 の「施設別の収支一覧」に関する説明の補足をすると、「老人福祉センター」等は、指定管理者制度を採用しており、収入はゼロとなっている。「放課後児童健全育成クラブ」は、指定管理者制度を採用しているが、国や県から補助金をもらっており、それが収入としてあがっている。 委員　本白書のデータの集計や分析は、誰がどのように実施しているのか。 事務局　白書のデータは、市の各部各課がとりまとめている。基本的には市の財産台帳のデータであるが、財産台帳に記載されていないデータについては、各課が施設カルテをまとめ、財政課で整理している。その整理したデータをランドブレインが分析している。分析後、各課がデータに誤りがないか確認している。 委員　事務局の説明で、「放課後児童健全育成クラブ」は、国や県から補助金が収入としてあがってきているとのことだが、こうした補助金による収入は、指定管理者と市のどちらに計上されるのか。 事務局　国や県からの補助金による収入は、市に入る。例えば、「菊池北小学校区放課後児童健全育成クラブ」の収入としてあがっている約 230 万円は、確認はできていないが補助金だと考えられる。維持運営費の約 350 万円で委託をしていると思われる。支出合計のうち約 230 万円分を補助金で賄い、その残りを市で負担しているという考え方である。

	事務局　各施設の収入等詳細は、各課にデータを精査してもらい、財政課で整理する際に細項目に振り分けている。 事務局　「放課後児童健全育成クラブ」の収入の扱いについては、担当課に確認する。 委員　p.137 の集会所や公民館等は、市が保有している土地、施設なのか。 事務局　施設に関しては、市保有である。また、敷地面積が延床面積と同じ値となっている施設の土地は市が保有するものではない可能性がある。 事務局　七城地区の施設に関しては、過疎対策事業債という地方債で建設しているため、市が保有している施設となる。敷地は行政区が保有している。 委員　自分の住む地区に立地する施設が、市の保有となっており、違和感を覚えた。 事務局　過疎対策事業債で建設した施設は、原則として、施設の用途の転用等を行う場合、建設後の経過年数が 10 年以上である必要があり、10 年間は市保有の施設となる。 委員　市が保有する施設は、行政区で整備しても問題ないのか。各行政区に立地する施設は、各行政区で維持管理している。市でお金をかけて維持管理していく必要はあるのか。 事務局　市が本来保有すべき施設かどうかを含めて、今後整理が必要となる。こうした施設は、一覧表として市で保有するかどうか等の整理を行い、今後、あり方を検討していく必要がある。 （事務局より、菊池市公共施設白書の「第４章」「第５章」について説明） 委員　私が住んでいるのは、河原地区である。河原小学校は廃校にしているにも関わらず、今後の跡地活用等に関する話し合いがない。避難所やグランドゴルフ、ミニバレーとしての活用も考えられるが、そうした活用の見通しがない。龍門地区、迫水地区も同様である。河原地区、龍門地区、迫水地区の３地区の連携について、庁内の関連部署等でプロジェクトチームを立ち上げ、施設等の方向性を検討していくことが必要だと考えているが、状況はどのようになっているか。 事務局　現在、庁内において、プロジェクトチームを立ち上げ 3 月 22 日に会議を実施した。市民、各課、担当職員等からの意見をもらい、学校ごとの土地活用に関して素案を考えている。様々な観点の担当者が各チームに入り、議論をしている。今年度中にはプロジェクトチームで検討している施設等の方向性を共有したい。 委員　４章の p.11 で旭志地区が保有する施設の延床面積に対する農林業施設の比率が、20.9%と大きい状況である。全体から農林業施設を差し引くと、延床面積が現在の約 80%程度となる。旭志地区の農林業施設の支出や収入は大半がゼロとなっている。支出入がない施設を入れて正確な数値がでるのか。今後将来更新投資額等の財政状況をみていく上で、意味があるのか。環境衛生施設に関しても全体に占める延床面積の割合が 10%である。環境衛生施設については、旭志地区だけでなく、菊池市全体で利用している施設である。公営住宅も約 18%あるが、旭志地区に居住する人以外の利用が想定される。また公園、消防施設、下水道施設、普通財産は、施設数がゼロとなっている。私たちが必要としているのは、現在施設数がゼロとなっているような施設である。このため、単純に p.11 の保有施設の状況に関するデータを見ただけでは、各地区の施設の状況は分析できないのではないか。 事務局　今回の審議会を開催した目的は、今回提示した現状を見ていただいた上で、各地区の詳細な状況等を議論することである。その意見を元に、今後の施設の適正配置等を検討していく。例えば、農林業施設のように維持管理等の支出がな

	い施設等の方向性に関しては、市で案を検討し、次回以降の審議会で検討していきたいと考えている。そのための基礎資料であることをご了承いただきたい。 委員　農林業施設等の支出がない施設や支出が多くなっている施設はどれか教えてほしい。 事務局　旭志地区の農林業施設は、ほとんどが補助事業で建てた倉庫である。今はまだ補助金の関係で市の名義になっている。こうした施設についても、現在、市が保有する施設は全て白書に掲載している。今後は、各行政区に譲渡する等の施設の方向性を検討していく必要がある。 委員　支出もなく、敷地も市保有でない施設を白書に掲載する必要があるのか。市がお金を出す必要がないので、白書に掲載する必要性が感じられない。 事務局　基本的に市が保有する施設に関して白書に掲載している。敷地は市の保有でないものもある。例えば、畜産農家が補助金をもらってサイロを建てた。その場合、サイロの所有は市になる。市が整備し、畜産農家が利用している。補助金で建てると、10 年間は異動してはいけない。本来なら所有者に差し上げてもいいが、市が持ち続けなければならない。そういうのが現状としてあがっている。あくまで市が持っている施設となるため、白書に掲載している。市が保有することの必要性の有無は、今回の白書で集計分析したデータを踏まえて、検討していく必要がある。違和感のあるデータについては、委員の皆さんにチェックしていただき、審議会の場で検討していきたいと考えている。 委員　菊池市一人あたりの延床面積は 8.58 ㎡である。施設を適正に管理すれば、もう少し、一人あたりの延床面積量は減っていくのではないか。 事務局　その通りである。特に七城地区については、ビニールハウスが多い。このビニールハウスを減らせば、一人あたりの延床面積は大きく減少する。このように市の財政負担を減少させていくため、公共施設を適正に管理していく方法等に関して検討していきたい。 委員　施設の大規模改修を耐用年限の２分の１である30年で実施すると設定しているが、30 年前には、施設の今後の方向性についてどのような議論されていたのかを知りたい。 事務局　今から 30 年前は、バブルの全盛期の時期である。この時期は多くの施設の建設が行われていたが、建設することだけを優先し、今後の施設のあり方を検討することはあまり行われていなかった。今後は公会計を導入し、今後の厳しい財政状況を見据えた施設整備等のあり方を検討していくことが必要となる。 委員　当時は景気対策で施設を作っていた。今後のあり方を検討しないまま、現在まで施設を保有してきた状況である。将来にわたって財政が維持できるよう、今、公共施設等のあり方を検討していくことが求められている。 **２）その他** （事務局より、事務連絡） 委員　委員会の資料はもう少し事前に送付してほしい。資料数に関しても今回のように膨大なのか。 事務局　出来る限り事前送付を心掛ける。次回からは、資料数は減ってくると考えている。 事務局　第３章で検討事項となっていた「放課後児童健全育成クラブ」について担当課に聞いたところ、委託料の３分の２は補助金が充当されている状況であるとのことである。 事務局　議事録等の内容は確認いただき、問題がなければホームページ等への公開を行

	う。 委員　所属する組織の体制が変わり、自分が委員としての出席が難しくなった場合、委員の引き継ぎを行う必要は出てくるのか。 事務局　委員の引き継ぎがある場合は、次の委員となる方に資料をお渡しいただきたい。資料は未定稿なので、外部秘でお願いしたい。 （以上）